

食安輸発第1002004号

平成20年10月2日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について(一部改正)

中国産乳及び乳製品並びにこれらを原材料とする加工食品については、平成20年9月26日付け食安輸発第0926002号によりメラミンに係る検査命令を適用しているところですが、今般、「食品中のメラミンの試験法について」(平成20年10月2日付け食安監発第1002003号)が示されたことから、検査命令における検査方法をこれに改めます。

なお、「乳及び乳製品並びにこれらを原料とした食品の取扱いについて」(平成20年9月25日付け食安輸発第0925001号)においても、同様の取扱いとします。

については、改正後の通知を別添に示すので、対応方よろしく申し上げます。